

地域安全ニュース 11月号

発行者 茂原警察署管内防犯組合連合会 電話 0475-25-0660

窃盗犯捜査にご協力を

茂原警察署管内における9月末の犯罪認知件数は、1,371件(+61件)で昨年比4.7%の増加となっております。依然、非侵入盗(特に金属盗)等が多く発生しています。工事現場に大量の金属製品を保管しないようにしましょう。やむを得ず保管する際は、防犯対策を強化するように努めてください。



犯人や不審者、不審な車・バイクなどを目撃したり、発見したとき

- 敷地内の様子を窺うなど不審な行動をする人がいる
- 普段見慣れない車やバイク、自転車が止まっている
- 様子のおかしい人がいる

などちょっとおかしいなと思ったら、ためらわず情報をお寄せください。

被害に遭われてしまったら

犯罪現場には、犯人に結びつく目に見えない証拠がたくさん残されています。万が一被害に遭われてしまったら

- 速やかに110番又は警察署へ連絡してください。
- 警察官が到着するまで『現状のまま(物には触れない。)]お待ちください。犯罪捜査に御理解と御協力をお願いします。

管内の犯罪発生状況(1~9月中)

	認知件数	罪種別						その他
		空き巣	忍込み	自動車盗	自転車盗	車上ねらい		
管内	1371(+61)	22(-25)	17(0)	32(-29)	152(+ 2)	100(-54)	1048(+167)	
茂原市	870(+76)	18(- 3)	10(+ 6)	16(- 7)	132(+11)	67(-10)	627(+79)	
白子町	129(+40)	0(-10)	1(- 5)	2(-10)	1(- 1)	7(- 2)	118(+68)	
長柄町	63(-27)	2(- 4)	0(0)	3(- 1)	2(+ 1)	8(- 2)	48(-21)	
長南町	43(-28)	1(- 1)	0(0)	2(- 5)	0(0)	6(- 9)	34(-13)	

注1 罪種別は主なものを計上。詳細は、県警ホームページ <http://www.police.pref.chiba.jp/>を参照してください。

注2 ()内の数字は、前年同期と比較したものです。注3 管内は長生郡市全域です。注4 認知件数は暫定値です。

『電話 de 詐欺』防犯キャンペーンについて

年金支給日の10月15日(木)、ショッピングプラザアスモATMコーナーで「電話 de 詐欺」被害防止のキャンペーンを実施しました。「振り込め詐欺特命捜査官」の委嘱を受けた4市町のマスコットキャラクターや、金融機関防犯協議会・長生地区警友会の方々と共に、チラシやグッズを配り振り込め詐欺に遭わないよう注意を呼び掛けました。



茂原警察署管内では今年に入り、振り込め詐欺が16件発生しています。

警察では引き続き振り込め詐欺に遭わないよう注意を呼びかけてまいります。お金を渡す前に、必ず御家族や警察に確認・相談をしてください。

〈連絡先〉茂原警察署生活安全課 ☎ 0475-22-0110

振り込め詐欺専用ダイヤル ☎ 0120-494-506 (ヨクシコール)

防犯グッズの受領式について

10月8日(木)に署長室において、茂原遊技場組合長吉田様より茂原・一宮地区防犯組合連合会に対して、防犯グッズ(二輪車の盗難防止用のチェーンロック)700個が寄贈され、同連合会顧問の茂原警察署長が受領しました。今後の防犯キャンペーンに活用させていただきます。



防犯ポスター展の開催について

地域安全運動期間中の10月10日(土)～10月22日(木)までの間、茂原ショッピングプラザアスモ2Fフードコート(旧サイゼリア跡地)において、茂原警察署管内の小・中学生の作品317点を展示した防犯ポスター展を開催しました。



千葉県安全で安心なまちづくり旬間「2015地域ボランティア県民大会」の開催について

10月20日(火)、千葉市青葉の森芸術文化ホールにおいて「2015地域防犯ボランティア県民大会」が開催され、茂原警察署管内からも防犯ボランティアの方々が出席されました。

その席上で、地域において自主防犯活動を積極的に推進された

防犯功労団体 茂原市防犯組合二宮支部 様(代表 石黒 信一 様)

防犯功労者 茂原警察署管内コンビニエンス・ストアー防犯協力会

副会長 渡辺 公孝 様

監事 中村 憲造 様

に、千葉県警察本部長・千葉県防犯協会理事長から表彰状が授与されました。

また、地域において、少年非行防止活動を積極的に推進された

千葉県少年補導功労者 少年補導員 嶋田 健 様

少年補導員 杉山 正明 様

に、千葉県警察本部長・千葉県少年警察ボランティア協議会長から表彰状が授与されました。

狩猟に伴う事故・事件を防止しましょう

今年も11月15日(日)から県内での狩猟が解禁になります。狩猟期間は、翌年2月15日(月)までの3ヶ月間です。

昨年の狩猟期間中は、県内での狩猟による事故の発生はありませんが、全国ではイノシシ狩猟中、銀杏拾いをしていた男性をイノシシと間違え、発砲して死亡させる事故など猟銃による人身事故が発生しました。

狩猟者の皆さんは、「許可を受けて猟銃を所持している」という社会的責任を忘れることなく、狩猟に関するルールやマナーを遵守して、事件・事故の防止に努めましょう。

〈留意事項〉

- 狩猟者は、必ず狩猟期間前に射撃練習を行い射撃技能の向上維持につとめましょう。
 - 狩猟に適合する実包を製造、譲受(渡)、消費及び廃棄等したときは、必ず備付け帳簿に必要事項を記載しましょう。
- これらのことに十分注意して、事故のない狩猟を心掛けましょう。

